

Title	カーン・カナダ社対モンゴル政府事件(一):「間接収用」に対する仲裁判断
Sub Title	Khan Resources Inc. v. the government of Mongolia : arbitral award on "indirect expropriation" (1)
Author	櫻井, 雅夫(Sakurai, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.5 (2019. 5) ,p.73- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190528-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190528-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

カーン・カナダ社対モンゴル政府事件（一）

——「間接収用」に対する仲裁判断——

櫻井雅夫

はじめに

一 プロジェクトの概要

二 摩擦・紛争の経緯

1 旧モンゴルIIソビエト間秘密協定

2 国際合弁会社CAUCの設立

3 ライセンスの停止

4 ライセンス再登録の要求

5 モンゴルIIロシア合弁会社設立政府間協定

6 ロシア側からの敵対的買収

7 モンアトムIIカーン・カナダ間了解覚書

8 了解覚書をめぐる紛争

9 モンゴル行政裁判所への提訴

10 モンゴルIIロシア合弁会社設立契約書

11 カナダ・オンタリオ州高裁と控訴裁への提訴

(以上、本号)

三 仲裁裁判

1 ロシア政府の関与

2 収用的かつ不法な待遇

3 申立人・被申立人とプロジェクト

4 準拠法

5 争点

6 申立人の主張の法的根拠

7 収用と同等の政府行為

8 対人管轄権に関する争点

9 事物管轄権に関する争点

10 エネルギー憲章条約における利益否定条項

11 不法収用の申立て

12 収用申立ての実質手続的側面

13 エネルギー憲章条約におけるアンブレラ条項

14 損害額

15 最終判断

16 パリ控訴院への申立て

17 最終支払と関係企業売却  
まとめ

(以上、九十二巻六号)

## はじめに

世界のウラン需要が止まらない。ウラン資源はあと六〇年ほどで枯渇するとの予測もあり、裏返せば探査・開発は少なくとも半世紀余り続くことになる。<sup>(1)</sup>

ウランの探査・採掘プロジェクトに関していえば、着実に進捗させたとしても、さまざまな困難に遭遇することは不可避と思われる。保有国と消費国との間はもとより、保有国と外国投資家との間の紛争、さらには保有国政府・外国企業と乱開発に抵抗する住民との摩擦もある。

本稿が対象とする紛争は、ウラン資源国モンゴルとカナダ鉱山会社との間で発生したものである。この事件は、隣接するロシアの政府とモンゴルの政府が連携して欧米投資家の放逐を謀ったところから始まったとみられている。このモンゴル、ロシア両政府の行爲を、海外のリスク・アナリストは「共謀」(conspiracy)と表現した。<sup>(3)</sup>このため、当該投資家は、母国カナダ政府に対モンゴル政府開発援助

(ODA)<sup>(4)</sup>の停止という制裁を求めたとされている。<sup>(5)</sup>

他方、当該投資家も自己が所有・支配する複数の子会社が複数のタックスヘイブンを利用するため、会社の国籍と裁判上の当事者適格 (standing) の確定には困難が伴った。<sup>(6)</sup>

この事件については拙文で一部紹介したことはあるが、その後、常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration, PCA) を登録機関とするアドホックの仲裁廷から仲裁判断が示された。この仲裁廷で「しのびよる収用」(creeping expropriation) ないし「間接収用」(indirect expropriation)<sup>(8)</sup>の有無が最大の争点になったことを機に、本稿は右拙文を全面的に整理・修正し、ここに仲裁裁判諸資料から重要な諸点を抽出・追加して、論点を総括することとした。<sup>(9)(10)</sup>

- (1) *Uranium 2016: Resources, Production and Demand*. (26th ed. of the "Red Book") Joint Report by the Nuclear Energy Agency (NEA) and the International Atomic Energy Agency. Paris: OECD, 2016; 小宮山涼一・柿木達朗「二〇三〇・二一〇〇に向けた世界の原子力発電、ウラン需給の超長期シナリオ」『エネルギー経済』(日本エネルギー経済研究所) 第三三巻三号(二〇〇七年六月)。

- (2) 櫻井雅夫「一次産品に関する国際機構と国際協力」『国際法外交雑誌』第七七巻一号（一九七八年五月）。
- (3) Phill Hynes and Mark Burke, "The Uranium Shakedown: How Mongolia and Russia Conspired against Western Investors," *Frontier News*, March 31, 2016.
- (4) OECDのDAC（開発援助委員会）メンバーたるカナダが、ドルノド・ウラン・プロジェクト紛争発生直後の二〇一〇年に実行（disburse）した対モンゴル政府開発援助（ODA）は八三〇万米ドルであった。

*Geographical Distribution of Financial Flows to Developing Countries: Disbursements, Commitments, Country Indicators*, Paris: OECD, 2013, p.179.

参考までに、二〇一八年現在、DACは、モンゴルを「低位中所得国・領域」（LMICs）一人当たりGNI（国民総所得）一〇四六（二〇一三ドルの国）と位置づけている。DACメンバーからの贈与（grant）は贈与的要素（grant element, GE）を一〇〇パーセント含み、代表的なODAとなる。借入（lending）の場合には、GEが一五パーセント以上含まれているときは、その借入は贈与と共にODAとなる。

GEの換算式は左記拙著に収録しているが、例えば政府貸付の条件が償還期間一〇年据置き期間三年という場合、（一）金利五パーセントのときはGEが二四・六四パー

セントでODAとなり、金利七パーセントのときはGEが一四・二九パーセントにとどまるため、ODAとはならず、「その他政府資金フロー」（OFF）に計上される。OECD.DAC, *DAC List of ODA Recipients: Effective for Reporting on 2014, 2015, 2016 and 2017*——, *Converged Statistical Reporting Directives for the Creditor Reporting System (CRS) and the DAC Questionnaire*, Paris: OECD, 2016, paras.59-62. 櫻井雅夫「国際開発協力法」東京、三省堂、一九九四年。同「開発協力—その仕組みと法—東京、国際経済法センター、二〇〇〇年。

(5) 本稿が対象とする「しのびよる収用」ないし「間接収用」（注8参照）を実施する国に対する制裁措置を法的に講じた国はアメリカである。代表的な規定は、次の三種六法である。

- ・一九六一年対外援助法（Foreign Assistance Act of 1961）に対する「ヒッケンルーバー修正」（Hickenlooper Amendment）
- ・国際開発協会法（International Development Bank Act 第二世銀法）
- ・米州開発銀行法（Inter-American Development Bank Act）
- ・アジア開発銀行法（Asian Development Bank Act）
- ・およびアフリカ開発基金法（African Development Fund Act）の四法に対する「ゴンザレス修正」（González Amendment）

・一九七四年通商法 (Trade Act of 1974) に対する修正。「ヒッケンルーバー修正」の場合には、アメリカ市民又は米系子会社の所有権又は支配権を国際法に違反して国有化又はそれと同等の効力を有する「その他行為」を行う国に対して対外援助(経済・軍事援助)を停止し、「ゴンザレス修正」の場合には、アメリカ大統領が当該機関のアメリカ人理事に対して、そのような国による当該国際機関の借款等の利用に反対投票をするよう指令し、「一九七四年通商法」の場合には、一般特惠制度の恩典を付与しない、という規定である。これらの規定にある「その他行為」が「しのびよる収用」ないし「間接収用」を指している。

以上の詳細は次の拙著に記してある。櫻井雅夫『国際経済法の基本問題』東京、慶應義塾大学出版会、一九九三年。第五章。

(6) 法人の国籍に関しては、次の拙文を参照。櫻井雅夫「多国籍企業の法律問題—法人の国籍と裁判管轄権を中心として」『法学研究』(慶應義塾大学) 第五九卷二号、一九八六年二月。同「会社の国籍(一〜二)」『法学研究』第六一卷三〜四号、一九八八年三〜四月。両文は、加筆修正後に、次の著書に収録。櫻井『国際経済法 新版』東京、成文堂、一九九二年。第一〇章および一一章。

(7) 櫻井雅夫「国家と外国投資家との間の紛争」『国際商

事務務』特に第四一巻四〜五号(二〇一三年)。その要約は、櫻井「鉱業分野における政府と外国投資家間紛争—ドルノド・ウラン事件を中心に」岩田伸人編『日本・モングル P P A の研究』(東京、文眞堂、二〇一三年) 所収。(8) 「しのびよる収用」なる現象は、すでに一九四〇年代にハーツ教授 (John H. Herz, ニューヨーク大) が指摘しつつある。Herz, "Expropriation for Foreign Property," *American Journal of International Law*, Vol.35, Apr. 1941, p.251. 間接収用については、一九五〇年代にルービン教授 (Seymour J. Rubin, アメリカン大) が「外国人財産所有者を少しずつ侵蝕し、死に至らしめるもの」とし、ウォートレー教授 (Ben A. Wortley, マンチェスター大) は、間接収用を「統治行為を偽装して所有者から財産権を収奪する行為」としている。Rubin, *Private Foreign Investment: Legal & Economic Realities*. Baltimore: Johns Hopkins Press, 1956. p.43; Wortley, *Expropriation in Public International Law*. London: Cambridge University Press, 1959. Chap.3. 『リステートメント(第二)—アメリカ対外関係法』も、従来の国有化にとどまらず実質的に収奪する国家行為を外国人財産の徴収と規定した(第一九二条)°。The American Law Institute, *Restatement of the Law (Second): Foreign Relations Law of the United States*, As Adopted and Promulgated by the American

Law Institute. (St. Paul, Minn.: American Law Institute Publishers, 1965) p.572. 以上「詳しくは次の記述を参照。櫻井雅夫『国際経済法新版』第二章。

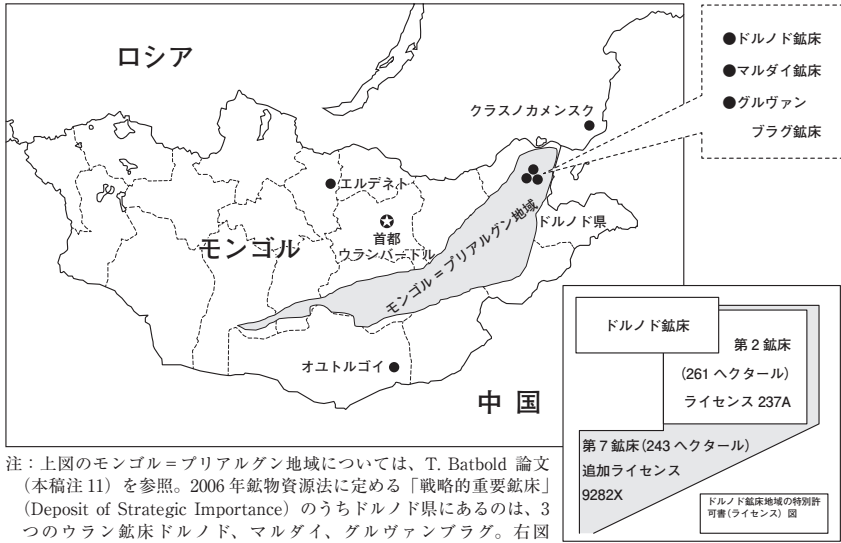
「このびよる収用」ないし間接収用の分野におけるマメリカの仲裁判断のリーディング・ケースについては、前出『国際経済法新版』三二五～二六、三四〇～四二二ページ。その詳細については、櫻井「ヴァレンタイン石油化学会社対AID事件—アメリカ仲裁協会仲裁判断」『法学研究』（慶應義塾大学）第七八巻四号、二〇〇五年四月。最近では、次の事例研究もある。松本加代「規制と間接収用—投資協定仲裁判断例が示す主要な着眼点」東京経済産業研究所、二〇〇八年。

(9) 本稿は、主として次の諸資料に拠っている。

Khan Resources Inc., *Annual Information Form: For the Year Ended September 30, 2015* dated as of December 11, 2015; PCA Case No.2011-09. An Arbitration under the Founding Agreement for the Creation of a Company with Limited Liability, the Energy Charter Treaty, the Foreign Investment Law of Mongolia, and the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law, 2010. Khan Resources Inc., Khan Resources B.V. and CAUC Holding Company Ltd. v. The Government of Mongolia

and MonAtom LLC. Decision on Jurisdiction: *Its Award on the Merits: Its Notice of Arbitration*; Letter to Prime Minister of Mongolia. April 15, 2010; Khan Files Formal Claim in Mongolian Administrative Court, Requests Prime Minister's Assistance and Provides Update on the CNNC Offer. Appendix A. Letter to Prime Minister of Mongolia; Agreement between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of Mongolian People's Republic for the Promotion and Protection of Investments; Khan Resources Inc., *Interim Condensed Consolidated Financial Statements for the Years Ended September 30, 2018 and 2017* —, *Consolidated Financial Statements, 2010* —, *Press Release*. (以下「各記述の標記」で以下を検索・参照) (トナヤヌー二〇一八年一月) ; Joe Zhang, "Tribunal Found Mongolia Liable for Unlawful Expropriation and Awarded More Than US\$80 Million in Damages," *Investment Treaty News*, August 4, 2015; Bayar Scharaw, *The Protection of Foreign Investments in Mongolia: Treaties, Domestic Law, and Contracts on Investments in International Comparison and Arbitral Practice*. Frankfurt am Mein: Springer International Publishing AG, 2017. p.129 et seq.

図 1 ドルノド鉱床地域と鉱床とライセンス



注：上図のモンゴル＝ブリアルゲン地域については、T. Batbold 論文（本稿注 11）を参照。2006 年鉱物資源法に定める「戦略的重要鉱床」（Deposit of Strategic Importance）のうちドルノド県にあるのは、3 つのウラン鉱床ドルノド、マルダイ、グルヴァンブラグ。右図 CAUC ドルノド鉱床は土屋春明報告（本稿注 15）より作成。

(10) 筆者は、金属鉱物探鉱促進事業団（現、石油天然ガス・金属鉱物資源機構。JOGMEC）で調査委員会主査、日本エネルギー法研究所で研究委員会主査、日本原子力産業会議で調査研究委員会委員長をそれぞれ担当していた。これとは別に、日本エネルギー経済研究所でロシア・東シベリア・極東地域の法制・税制に関する調査委員会に参加していた。同委員会には、藤原淳一郎教授（慶應大）と小田博教授（ロンドン大）が参加されていた。

一 プロジェクトの概要

モンゴル北東部ドルノド県（Дорнод аймар/Dornod aimag）にあるウラン鉱床は世界有数の存在。モンゴルのフラッグシップである（図 1）。同県にあるウラン鉱床はソビエトの年間生産額の七倍相当ともいわれる。<sup>(11)</sup>

本稿が対象とする同県ダシユバル郡（Дашдугар сум/Dashdugar sum）のウラン・プロジェクトは、メインの鉱床（第二鉱床）とサブの鉱床（第七鉱床）に分かれ、前者はモンゴル・ロシア・アメリカ（当初）の国際合弁会社セントラル・エイジアン・ウラニウム・カンパニー（“Төв Азийн уран” XXXK/Central Asia Uranium Company LLC; 後出）<sup>(12)</sup> が所有し、後者はカナダのカーン・リソーシ





ズ (Khan Resources Inc. 以下「カーン・カナダ」) 図 2、  
3) が所有し探査に携わってきた。

カーン・カナダ社は、二〇〇二年一〇月にカナダ、オンタリオ州事業法人法 (Ontario Business Corporation Act)<sup>(13)</sup> に基づいて設立され、トロント市で登記し同市に主たる事務所を置いていた。二〇〇六年からはトロント証券取引所 (TSX) に上場してきたが、モンゴル政府との紛争の解決後、事業を清算し、新規事業を手がけている (本稿三・17 参照)。

- (11) Bruce Pannier, “Canadian Mining Company Faces Troubles in Mongolia.” April 3, 2010. 次の URL を参照。  
[https://www.rferl.org/a/Canadian\\_Mining\\_Company\\_Faces\\_Troubles\\_In\\_Mongolia/2001788.html](https://www.rferl.org/a/Canadian_Mining_Company_Faces_Troubles_In_Mongolia/2001788.html); “Russian Takeover of Mongolia Dornod Uranium Deposits, Swap Debt to Equity.” *Mining See*, April 3, 2016 (Source: *Frontier*). 次の URL を参照。 <https://www.miningsec.eu/russian-takeover-of-mongolia-dornod-uranium-deposits-swap-debt-to-equity/>; T. Babbold, *Uranium Favourability and Evaluation in Mongolia (Phase II): Recent Events in Uranium Resources and Production in Mongolia*. 次の URL を参照。 <https://minisae.org/>

collection/NCLCollectionStore/Public/33.003/3303345.pdf) (以上「アクセス二〇一八年二月」)

- (12) モンゴル会社法上、LLC (Limited Liability Company) には資本金 (charter fund) の最低額が定められている (第三二条)。会社法の政府非公式英訳版は、次の URL を参照。 <http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/mn/mn01len.pdf> (アクセス二〇一八年二月)

- (13) 原文は “Business Corporations Act, R.S.O. (Revised Statutes of Ontario) 1990, c. B.16. 次の URL を参照。  
<https://www.ontario.ca/laws/statut/90b16#BK0> (マクヤス二〇一八年二月)

- (14) エネルギー資源の報道を得意とするイギリスの通信社 NewsBase Ltd. のロックハート (Richard Lockhart) 上席編集員によれば、カーン・カナダ社は「マイナーな——トロント上場の——ウラン探査企業」であり、カナダの上場会社専門誌 *Listed* によれば、「マイクロジュニアの鉱山会社という位置づけである。Bruce Pannier, *op.cit.*; “Khan Resources: From Miner to Collection Agent.” *Listed Magazine*, October 10, 2015.

カナダの証券取引所であるジュニア鉱山会社は、「時間と労力と資金を専ら新規の資源プロジェクトに注ぎ込み、所得は新株発行から得る。なかでもマイクロジュニア鉱

山会社は小規模なベンチャービジネスといえる。

## 二 摩擦・紛争の経緯

### 1 旧モンゴルソビエト間秘密協定

ドゥラプラス博士 (M. Grégoire Delaplace, パリ第一〇大学) によれば、一九七〇～九〇年までは、社会主義国当時のモンゴル人民共和国は旧ソビエトとの間で秘密協定が交わされていた。モンゴル政府は、この協定に基づいてソビエト地質省に対して地質探査による天然資源の埋蔵状況を確認する作業の実施を認める。この作業によってモンゴル領域の調査は七〇パーセント終了し、四つの鉱床区が確認された。そのうちのひとつが北東部から南西部に広がるモンゴル＝プリアルゲン (Mongol-Prigun) 鉱床地帯である (図1)。この地帯にあるドルノドのマルダイ (Mardai/Mardai, 図1) で、ソビエト側が一九七七年にウラン鉱床を発見。そこで同年、再び両国は秘密協定を交わし、モンゴル政府は、ソビエト政府がモンゴル領域でウラン開発を進めることを認めた。<sup>(15)</sup>

マルダイ鉱山の開発については、一九八一年の両国間秘密協定に基づいて、モンゴル政府がソビエト旧地質省

傘下のゲオロゴラスベツカ社 (ОО "Геологоразведка"/ Geologorazvedka LLC) に対して採掘を認可し<sup>(16)</sup>た。一九八八年 (共産主義下のモンゴル人民共和国の時代) から一九九五年までは、アトムレドメトゾロト社 (АО "Атомредметзолото"/ JSC AtomRedMetZoloto, 現 ARMZ Uranium Holding Co. 以下「ARMZ」)<sup>(16)</sup>傘下のプリアルグンスキ・プロダクシオン・マイニング・アンド・ケミカル・エンタープライズ社 (ОАО "Приаргунский производственный горно-химический комбинат"/ JSC Priargunsky Production Mining and Chemical Enterprise, 以下「プリアルグンスキ」図2) が、ドルノド第二鉱床、第二鉱体 (ドルノド第二号) として知られる露天堀鉱山から採掘をしていた。<sup>(17)</sup>

ブラク博士 (Uradyn E. Bulag, ケンブリッジ大学) によれば、鉱山の町は秘密の存在で、政府がそれを明らかにしたのは一九八九年になってからである。シベリア、旧チタ (Чита/Chita) 州のクラスノカメンスク (Краснокаменск/Краснокаменск, 図1右上) までは鉄道が存在したものの、地図の上には鉱山の町と同じく書き込みがなく、この鉄道はモンゴルの町と役所をバイパスして専らロシアにウラン鉱石を輸送するためにだけ利用されて

いたという<sup>(18)</sup>。ソビエト向け輸出が始まったのは一九八八年である<sup>(19)</sup>。鉄道で運ばれたウランは、リアルゲンスキ社のプラントで最終加工を行っていた。その後は資金不足とソビエト崩壊後の需要急落・価格低迷により、一九九五年半ばに操業を停止、八一年秘密協定は効力を失い、ウラン鉱山はモンゴル政府の管理下に戻された。ソビエト撤退後閉鎖されていた鉱山の開発にアメリカのウォーレス・メイズ (Wallace M. Mays) 氏が参加してきた<sup>(20)</sup>。モンゴル、ロシア両政府は、メイズ氏を取り込んで再び開発を進めることとなる<sup>(21)</sup>。

- (15) Delaplace, "Neighbours and Their Ruins: Remembering Foreign Presences in Mongolia." in *Frontier Encounters: Knowledge and Practice at the Russian, Chinese and Mongolian Border*, ed. by Franck Billé, Gregory Delaplace and Caroline Humphrey, Cambridge, U.K.: Open Book Publishers, 2012, pp.211-233, 215. なお、次の記述も参照。土屋春明『モンゴルのウラン鉱床と開発の現状』『金属資源レポート』(JOGME C) 第三八号(二〇〇八年五月)所収。特に「1 モンゴルのウラン探査の歴史」の項。
- (16) JSC (Joint Stock Company) はロケット語でOAO。

二〇一四年九月の法改正で廃止され、PAO (公開会社) に変更された。

- (17) 注6のうち、PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.43; Respondents' Memorial on Jurisdiction, para.13; Claimants' Counter-memorial on Jurisdiction, paras.36, 38; Hearing Transcript (jurisd.) 16:10-13; Memorial, paras.20-21; Statement of Defence, para.18.
- (18) Uradyn E. Bulag, *Nationalism and Hybridity in Mongolia*, Oxford: Clarendon, 1998.
- (19) Robert L. Worden and Andres M. Savada, *Mongolia: A Country Study*; Washington, D.C.: Library of Congress, 1991, pxxxv.
- (20) メイズ氏はアメリカ出身の鉱山事業家。WM Mining (図2) を設立した後、二〇〇六年に鉱山開発に縁のないクレメント (R. F. Clement) 氏と共同で、カナダの休眠会社 (shell company) である Powertech Industries のバスレーンシャーを合併し Powertech Uranium を設立したが、二〇一四年には同社がバスレーンシャーと Azarga Resources に取得されつづる。この前後からのメイズ氏の事業活動には不明な点が多い。
- (21) 注6のうち、PCA Case No.2011-09, Claimants' Reply on the Merits and Quantum dated 28 June 2013, para.18; Award on the Merits, para.43; Sheldon R. Severinghaus,

“Mongolia in 1998 and 1999: Past, Present and Future at the New Millennium.” *Asian Survey* (University of California), Vol.40, No.1, Jan./Feb. 2000, p.135; Ian Jeffries, *Mongolia: A Guide to Economic and Political Developments*. London: New York: Routledge, 2007.

## 2 国際合弁会社CAUCの設立

一九九五年六月三日、ロシアのプリアルゲンスキ社とモンゴル国営のエルデネ社 (Эрдэнэ/Erdenes. 以下「エルデネ」図2右上) が、前出のメイス氏のWMマイニング (WM Mining Incorporated) との合弁でウラン探査・採掘に関わる「ドルノド・プロジェクト」を推進するため、モンゴルに「セントラル・エイジアン・ウラニウム・カンパニー」 (“Тов Азийн Уран” XXX/Central Asian Uranium Company LLC. 以下「CAUC」) を創設する) により合意した。

CAUC設立に携わった右三社が作成した文書は、次の三つである。<sup>(22)</sup>

- ・合弁会社設立基本協定 (Founding Agreement)
- ・モンゴル東部県における鉱床の開発に関する協定

(Agreement on Development of Mineral Deposits in

Eastern Aimak of Mongolia)

- ・合弁会社定款 (Company with Limited Liability “Central Asian Uranium Company of Mongolia of the Mongolian-Russian-American Venture”)

(合弁会社CAUCにおけるアメリカの持分権者は、後に英領ヴァージン諸島の持分権者に変更。図2)

鉱床開発協定には、モンゴル政府のエネルギー地質鉱業省 (Эрчим хүч, геолог, уул уурхайн яам/Ministry of Energy, Geology and Mining) の代表者も署名を<sup>(23)</sup>している。

設立協定の準拠法はモンゴル法とされているが、当事者間の紛争が仲裁に付託された場合に適用すべき規定がモンゴル法に存在しないときは、オーストラリア法に従って規律され解釈される。(本項三・9。参考までに、注68のウィリアムズ教授の項も参照)。<sup>(24)</sup>

「CAUC」同社は、ダシユバル郡における採掘のライセンス保有者になる。フィージビリティ・スタディ (F/S) の作成と環境アセスメントもCAUCが行い、一九九五年にこれを完了させている。

一九九八年一月、カーン・カナダ社から採掘ライセンス二二三七A号を移譲され(図2。後述)、第二鉱床(約二六一ヘクタール)と第七鉱床又は第七鉱体(約二四三ヘク

タール)として知られる地下鉱床の双方の鉱区にある放射性鉱物資源の採掘に従事することを許可された(図1右下)。

二〇〇〇年九月、CAUCは公租公課の節約を申請したことから、ライセンス対象鉱区は三分の一未満に縮小され、第七鉱床はこの新しい鉱区から除外された。

二〇〇五年四月、カーン・カナダ社は、ウエスタン・プロスペクター・グループ社(Western Prospector Group Ltd.)に三パーセントのロイヤルティを支払うことを条件にウエスタン・プロスペクター・グループ社から探査ライセンス九二八二X号を取得し、カーン・カナダ社はこれをモンゴルに設立したカーン・リソースズ社(Xair Resources' XKK/Khan Resources LLC. 以下「カーン・モンゴリア」。後出)に移譲。これにより、先述の鉱業(探掘)ライセンスに、それまで除外されていた第七鉱床の探査ライセンスが追加され、カーン側は、二つを合わせて「鉱業・探査ライセンス」(Mining and Exploration License)と呼んだ。<sup>27)</sup>

CAUCにおける当初のモンゴル、ロシア、アメリカ三社の出資比率は、次のとおりであった。

・エルデネ社……………三三・三パーセント

・プリアルグンスキ社……………三三・三パーセント  
 ・WMマイニング社……………三三・三パーセント<sup>28)</sup>

「WMマイニング社」これらの取決めの下で、WMマイニング社は二〇〇万ドルの資本金拠出を義務づけられた。<sup>29)</sup>同社は、前出のメイズ氏が全額出資で設立したアメリカ、コロラド州の有限責任会社である。<sup>30)</sup>カーン・カナダ社は、一連の株式・持分取引を通じて、CAUCにおけるWMマイニング社のシェアの間接的な保有者になったことになる。

一九九六年、WMマイニング社に対してはさらに六〇〇万ドルの追加出資と、産品全量のマーケティング、資本主義国型の経営援助が義務づけられた。要求を受けた同社は、一九九六年二月二日、「持分再配分取決め」(Agreement on CAUC's Share Redistribution)により、当該プロジェクトに追加出資を行ったため、三者はCAUCにおける出資比率を次のように変更した。

・エルデネ社……………二一パーセント  
 ・プリアルグンスキ社……………二一パーセント  
 ・WMマイニング社……………五八パーセント<sup>31)</sup>

一九九七年二月二七日、モンゴル国家安全保障理事会(Үндэсний аюулгүй байдалын зөвлөл/National Security Council)が「J」の出資変更を承認している。

「WWM社」一九九七年七月、メイズ氏は、WWMマイニング社の持分とそれに伴う権利・義務を別会社に譲渡することを決定。そのための会社として、一九九七年一月、英領ヴァージン諸島法人のワールドワイド・モンゴリア・マイニング社 (World Wide Mongolia Mining, Inc. 以下「WWM」) を設立し、同月二三日、エルデネ社とプリアルグンスキ社は、WWMマイニング社のWWM社への譲渡を了承した (図2)。

「SPC」その後二〇〇一年九月二七日付命令第一二八号によって、CAUC社の社員 (持分権者) 総会でモンゴルを代表するエルデネ社の権限が終了し、代わって同年一月にモンゴル鉱物資源管理庁 (Амгт Маргаарын Тасаг / Mineral Resources Authority of Mongolia. 以下「MRA M」) が権限を付与された。二〇〇五年三月二八日には、MRA Mの権限が、モンゴル国有財産委員会 (Төрийн өмчийн хэргийн / State Property Committee of Mongolia. 以下「SPC」) に移管されている。

「カーン・バミューダ社」他方、二〇〇三年、カーン・カナダ社は、メイズ氏が全額所有するカーン・リソーシズ・バミューダ社 (Khan Bermuda Ltd. 以下「カーン・バミューダ」) を取得するためにメイズ氏との交渉に入った。

その結果、二〇〇三年七月三一日付「持分交換取決め」(Share Exchange Agreement) に基づいて、メイズ氏はWWM社における自己の所有持分をカーン・バミューダ社に譲渡<sup>(32)</sup>、さらにカーン・バミューダ社で所有する持分をすべてカーン・カナダ社に譲渡する。これにより、カーン・カナダ社は英領ヴァージン諸島法人WWM社の所有者となった (図2)<sup>(33)</sup>。

「CAUCホールディング社」二〇〇四年、WWM社は社名をCAUCホールディング・カンパニー (CAUC Holding Co. Ltd. 以下「CAUCホールディング」) に変更した (図2)。これにより、WWMがCAUCで所有していた持分はカーン・カナダ社とCAUCホールディング社が取得したことになる。この変更は二〇〇五年一月三十一日のCAUC社員 (出資者 / 持分権者) 総会で確認され、CAUCにおける持分所有数を次のようにすることが採択された。

- ・SPC (モンゴル政府の代理) ……二一パーセント
- ・プリアルグンスキ社 ……二一パーセント
- ・CAUCホールディング社 ……五八パーセント<sup>(34)</sup>

右の決議以降は、それぞれの当事者からの代表で構成する各種の経営委員会合がCAUCとドルノド・ウラン・

プロジェクトを支えてきた。

「モンアトム社」さらに、二〇〇九年二月、CAUCにおけるモンゴル政府の持分は、SPCが全額所有支配するモンゴル法人モンアトム (‘Mon-Atom’/ХХК/МонАтом LLC. 以下「モンアトム」) に譲渡された。<sup>(35)</sup> モンアトム社は、SPCに代わってウラン探査・開発に従事し、ウラン・核開発事業すべてにおける政府の持分を代表することとなった。モンアトム社は、二〇〇九年八月発効の「原子力エネルギー法」(‘Пөмийн Энэрийн хууль’/Nuclear Energy Law. 以下「NEL」)<sup>(36)</sup> に基づいて設置された原子力エネルギー庁 (‘Пөмийн Энэрийн Агентлаг’/Nuclear Energy Agency. 以下「NEA」) とSPCの権限と支配の下に置かれた。二〇〇九年五月現在、モンアトム社はCAUCのなかでモンゴルの権益を代表することとなっている (図2)。

「カーン・モンゴリア社」カーン・モンゴリア社は、カーン・カナダ社がモンゴルにおける自社の活動の調整を支援するため、二〇〇三年三月二七日に設立されたものである。<sup>(37)</sup> 本来、カーン・モンゴリア社の持分はカーン・バミューダ社が所有していたが (図2)、前述のとおり、カーン・カナダ社はライセンスをカーン・モンゴリア社に移譲した。「カーン・オランダ社」二〇〇七年九月五日、カーン・カ

ナダ社は、カーン・モンゴリア社を保有することを目的としてオランダにカーン・リソースズ社 (Khan Resources B.V. (‘Bestoten Vennootschap met beperkte aansprakelijkheid’) 非公開有限責任会社。以下「カーン・オランダ」) を設立した。翌二〇〇八年五月二八日、外国投資貿易庁 (‘Гадаадын Хөрөнө Оруулал, Гадаад Худалдааны Агентлаг’/Foreign Investment and Trade Agency of Mongolia. FIITA) は、カーン・モンゴリア社が持分の七五パーセントをカーン・オランダ社に譲渡することを記録し、二五パーセントをカーン・バミューダ社に残したことを示す「外国設立会社証書」(‘Certificate of Foreign Incorporated Company’) を発給した。<sup>(38)</sup> (図2)。

- (22) 注 9 の う 4<sup>6</sup> PCA Case No.2011-09, Decision on Jurisdiction, para.23; Claimants’ Counter-memorial, paras.40, 42.
- (23) 注 9 の う 4<sup>6</sup> PCA Case No.2011-09 para.23; Hearing Transcript 17.
- (24) 注 9 の う 4<sup>6</sup> PCA Case No.2011-09, Decision on Jurisdiction, para.69.
- (25) 注 9 の う 4<sup>6</sup> PCA Case No.2011-09, Award on the



- Merits, para.54.
- (27) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.55.
- (28) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.56. カーン側は、縮小されたライセンスが対象とする鉱区を「主たる所有物」(Main property)と呼び、探査ライセンスが対象とする鉱区を「追加所有物」(Additional property)と呼ぶのに対し、モンゴル政府側は、前者を「コアの所有物」、後者を「カーン所有物」と述べている。
- (29) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.46: Claimants' Memorial on the Merits and Quantum dated 7 December 2012, para.29; Statement of Defence, para.31.
- (30) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Decision on Jurisdiction, para.23; Award on the Merits, para.44; Claimants' Memorial on the Merits and Quantum dated 7 December 2012, paras.14, 23; Statement of Defence, para.22.
- (31) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.44; Statement of Defence, para.22; フロントの有限責任会社法第7号 Colorado Revised Statutes 2016, Title 7 Corporations and Associations, Article 80, Limited Liability Companies. 次URLを参照。(https://leg.colorado.gov/sites/default/files/images/olls/crs2016-title-07.pdf) (トナセス—二〇一八年—二月)
- (32) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.46: Claimants' Memorial on the Merits and Quantum dated 7 December 2012, para.29; Statement of Defence, para.31.
- (33) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.47; Statement of Defence, paras.41, 42.
- (34) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Notice of Arbitration, paras.25, 26. カーン・インコーポラ社におけるメイス氏の持分がカーン・カナダに譲渡された対価として、カーン・カナダは自社が発行する株式をメイス氏が所有する別の会社に割り当て、メイス氏をカーン・カナダにおける四二・三パーセントの最大（間接）株主にさせた。
- (35) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.49: Notice of Arbitration, paras.26, 27.
- (36) 注の664号 PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.48; Claimants' Counter-memorial on Jurisdiction, paras.56, 62, 68; Claimants' Memorial on the Merits and Quantum dated 7 December 2012, para.30.



- (36) Law of Mongolia on Nuclear Energy. 政府非公式英語版は次の URL を参照。 (<http://legal-policy.mn/uploads/files/1437032892-85658440.pdf>) (アクセス二〇一八年一月二月)
- (37) *Ibid.*, para.50.
- (38) *Ibid.*

### 3 ライセンスの停止

以上のカーン側に対するモンゴル政府の処遇にはほぼ並行して、ドルノド・ウラン・プロジェクトに対するロシア政府の積極的な関与がめだつてくる。

まず、ロシアのプーチン首相(当時)のモンゴル訪問に先立つ二〇〇九年四月中旬、国家特別検査局(Угын Мэргэлийн газар/State Specialized Inspection Agency. S S I A)の検査官がサイトを訪問し、立入り検査を行う。次いで翌五月、プーチン首相がモンゴルを訪問し、ロシアの積極参加の意欲を示すとともにロシア政府が前出 A R M Z 社を積極的に後押しすることを表明した。これを受けて、A R M Z 社の親会社である国营原子力企業 P O C A T O M / R O S A T O M (以下「ロスアトム」とモンゴルの N E A が、「ウラン探査及び原子力エネルギー

ギー利用に関する覚書」と「原子力エネルギー分野の人材育成に関する覚書」に署名する。

プーチン首相訪問の二か月後、モンゴル政府は、カーン側に与えていたライセンスの停止にとりかかる。七月五日、C A U C は M R A M から、前述の四月中旬の S S I A による立入り検査の結果ではモンゴル法に違反しているので、C A U C が保有するドルノドの探掘ライセンスを一時停止 (temporary suspension) とする旨の通告を受け取る。

M R A M が指摘したのは、C A U C が埋蔵量を国家登録総局(Угын нэгдсэн бүртгэлийн/State Integrated Registry)に登録せず鉱物審議会(Minerals Council)の承認を取得していないというものであった。しかしながら、C A U C 側は、二〇〇七年と二〇〇八年の二回に互ってモンゴル法に従って M R A M に登録のため埋蔵量の算定資料を提出したと主張している。

カーン・カナダ社のドーク(James B. C. Doak)会長は、C A U C のパートナーには他にロシアとモンゴルの二社もあるのに、なぜ自分の会社だけが調査の対象にされるのか、ほかの二社も十分調査の対象とすべきではないかと不満を露わにした。これに対し、モンゴル政府は何の回答もしなかったとされている。<sup>39)</sup>

(39) 二〇一五年四月、ドーク会長がウランパートナーに赴き、モンゴル政府との交渉に入る。同行したエディ(G. Edey) 社長兼CEOと共に政府担当官との交渉を進めるが、会長は最終日にホテルで病死する。Hynes and Burke, *op. cit.*, 注14のうち、"Khan Resources: From Miner to Collection Agent."

#### 4 ライセンス再登録の要求

NEE発効に関連して、同法発効前に有効とされていた探査権と採掘権のライセンスの再登録に関する手続が定められ、保有者は国家行政総局 (Төрийн захиргааны Байгууллага/State Administrative Authority) に既存のライセンスを二〇〇九年一月一五日まで更新し再登録することを要求された。この再登録をしないライセンスは、自動的に停止されたものとみなすというのである。

再登録に当たって申請人は、この法律に定められたすべての条件と要件を受諾することを求められた。この条件と要件のなかには、国家参加の強制も含まれている。すなわち、鉱物資源法<sup>⑩</sup>第五条四項では、探査及び埋蔵量の確定を国家資金で行った放射性鉱床を他の法人と合併で開発する場合には、国は合併で設立する会社の株式・持分の五一

パーセント以上を直接に無償で所有するものとし、第五条五項では、国家資金で確定をしなかった場合でも、国は鉱業ライセンスを保有する会社の株式・持分の三四パーセント以上を直接に無償で所有するものとする<sup>⑪</sup>と定めている。

二〇〇九年一月八日、CAUCとカーン・モンゴリア社はモンゴル政府から、既存のライセンスは無効となり、新法に基づいてNEAから新規のライセンスを取得するまでは既存のライセンスによって事業活動を行ってはならないとの通告を受けた。これによって、既存のライセンスは停止された。

(40) 二〇〇六年鉱物資源法(改正)の非公式英訳は、Law of Mongolia on Minerals (revised), July 8, 2006. 次のURLを参照。<<https://s3.amazonaws.com/rpi-documents/2c242a91b27ecc449f3040515c517d7c1e20c21a.pdf>> (アクセス—二〇一八年二月)

#### 5 モンゴルロシア合併会社設立政府間協定

二〇〇八年四月、モンゴルとロシアは、モンゴルのウラン開発で協力するためのハイレベル取決めに署名した。これは、ロシアによるモンゴル・ウラン部門向け投資とりわけ、ド鉱床向け投資の強化を意図するものである。

翌〇九年一〇月、ロシアのメドベージェフ大統領がロスアトム社のキリエニコ社長（エリツィン大統領時代の首相）を伴ってウランバートルに到着。ここでメドベージェフ大統領は、モンゴル政府の未返済債務に相当する額を、ドルノド・ウラン鉱床の開発に転用することで合意したとされている。国営「イタルタス通信」によると、債務総額は二億七四二〇万ドルであり、返済免除は債務総額の九七パーセントである。この合意は、その後二〇一六年一月、ロシア連邦上院は、モンゴル政府の対ロシア債務の免除を認める取決めに承認、次いで閣僚会議がこの取決めに批准<sup>(41)</sup>。合意から批准まで六年を費やしたことになる。

右の二〇〇九年訪問時に、メドベージェフ大統領は、債務免除の合意と同時に、モンゴルの農業開発のために三億ドルの借款協定に署名し、さらに今後の原子力と経済社会基盤の整備については時間をかけて詰めることになった。この時、ロシアが急ぎよ四億五〇〇〇万ドルの新規投資と先の債務免除を決めた。その意図は、引き換えにドルノドのウランを確保するためである。この時、ロシアはモンゴル政府との間で旧ソビエト連邦領域のウラン鉱山にロシアの会社を参加させることについて詰めの協議を行っている。次いで、同年八月二五日、ロスアトム社はモンゴルの N

EA との間でドルノドのウラン鉱床の共同開発を行う合弁会社「ドルノド・ウラニウム社」(Дорнод Уран ХХК / Dornod Uranium LLC) 設立の政府間協定に署名、翌一〇年一月にロシア議会で承認、同月には経済議定書にも署名をしたとされている。

しかしながら、協定の全文は閲覧できず、同社設立の事実確認について確たる資料情報がない。仲裁裁判の最終判断でも、設立に関する二〇〇九年八月二五日のロイター通信の報道を引用しただけで、設立後の合弁会社のことには一切言及していない<sup>(42)</sup>。ロスアトム社のウェブサイトを見ても、ARMZ はグループの一員として登場するが（本稿二・一および図 2 参照）、当該合弁会社の名はない。世界原子力協会 (World Nuclear Association) も、二〇一七年六月現在、「噂によれば」(purportedly) 合弁会社を設立しているようだ<sup>(43)</sup>と記すだけである。日本で海外資源開発に関係する省庁、独立行政法人等のほぼすべてに質したが、二〇一八年一月現在、何らの資料情報も得られていない。ひとまず入手した若干の資料によれば、新会社には、ロシア側のロスアトム社と ARMZ が四九パーセント、モンゴル側のモンアトムと NEA が五一パーセントを出資することになっている<sup>(44)</sup>。ロスアトム社のキリエニコ社長によれ

ば、このプロジェクトには両社合わせて数億ドルが投じられるという。この投資額と先述の債務免除額との関係については資料情報がない。また同総裁は、この事業への参加を日本企業に要請する可能性があることも明らかにした。<sup>(45)</sup>

この協定の締結は、ロスアトム社がモンゴル領域のウラン探査・採掘の分野でロシアの権利と権益の保護を最大化することを目的として進めてきたものである。この新規合弁事業が、CAUCの権益を含むカーン・カナダ社のドルノド・ウラン・プロジェクトの収用を実効的に確定するものになることは明らかである。

この鉱床は、カーン・カナダ社が、停止された鉱業権の回復をめざしていた場所だったが、この政府間協定の締結に当たっては、カーン・カナダ社を再び排除する結果となった。

二〇〇九年一月、カーン側はライセンスの再登録を申請し、国家の出資参加も受け入れることとした。その後、モンゴル政府のSPCはCAUCに対してSPCの従来の二パーセントを五パーセントに増加させることを要求する公文書を送った。この文書には、二〇一〇年一月三十一日までに回答がなければCAUCのライセンスは破棄の可

能性があると記されていた。

(41) Ankit Panda, "Why Did Russia Just Write Off 97% of Mongolian Debt?" *The Diplomat*, February 3, 2016. 次① URLを参照。 <<https://thediplomat.com/2016/02/why-did-russia-just-write-off-97-of-monholian-debt/>>; "Russia and Mongolia Agree Conditions for Joint Uranium Mining". 次② URLを参照。 <<http://www.xn--plai/en/news/124079/>> (いずれも、アクセス—二〇一八年二月)。別の報道では一億五〇〇万ドルとなっている。注5参照。 Hynes and Burke, *op. cit.*

(42) ロイター通信のほかにもドイツの情報サービス機関 E M F I S (European Material Stock and Flow Intelligence Service) が報道している。両者は共にロシアとモンゴルの国営企業が合弁事業の設立を完了した、(have formed/habengegründet) とした。ところが、ロイター通信は、「設立を完了した」と報道したにもかかわらずモンゴルのロシア語新聞 *Shenedap* (today) からの引用に当たっては「両国営企業が合弁事業ドルノド・ウランニウム社を設立することになる」(will establish the joint venture Dornod Uranium) と訳出し、読者を混乱させた。これに対し、EMFISは「合弁事業ドルノド・ウランニウム社を通じて、操業することになる」(sollen über das

Joint Venture Dornod Uranium ..... nehmen) と訳出している。以下では EIMF の翻訳のほうを適切であると見做す。ただし、いずれの報道によっても、ドルノド・ウラン・ウミ社が本場に設立されたかどうかは確認できなかった。

“Russia, Mongolia form Dornod uranium joint venture.” *Reuters*. August 25, 2009. Uranvorkommen geht an russische und mongolische Staatsfirmen.” EMTS, August 25, 2009.

(43) “Appendix: Khan Resources and Dornod.” *Uranium in Mongolia* (World Nuclear Association), updated June 2017. 次の URL を参照。〈<http://www.world-nuclear.org/information-library/country-profiles/countries-g-n/mongolia.aspx>〉 (トクセス—二〇一八年九月)

(44) Agreement between the Government of the Russian Federation and the Government of Mongolia on Establishing Joint Company with Limited Liability, Dornod Uranium. 次の URL を参照。〈<http://en.krenlin.ru/events/president/news/10018>〉; 注 6 の 6.4. PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.330. “Russia, Mongolia Form Dornod Uranium Joint Venture.” 次の URL を参照。〈<https://www.reuters.com/article/mongolia-uranium-idUSPEK4421720090825>〉. “Uranium in Mongolia: Dornod (World Nuclear Association), updated July

2017.” 次の URL を参照。〈<http://www.world-nuclear.org/information-library/country-profiles/countries-g-n/mongolia.aspx>〉. “Russia, Mongolia to Create Dornod Uranium Venture by Year-End.” 次の URL を参照。〈<http://www.annudur.com/?p=5553>〉. 注 11 の 6.4. “Russian Takeover of Mongolia Dornod Uranium Deposits, Swap Debt to Equity.” (以上「トクセス—二〇一八年二月」)

(45) カーン・カナダ社の公式資料は、同社が二〇〇八年一月に日本の丸紅(株)との間でドルノド・ウラン・プロジェクトの探査・採掘に関する基本合意書に署名したと記している。その後の進捗状況の詳細は不明である。“Khan Resources Announces Letter of Intent with Marubeni Corporation.” 次の URL を参照。〈[www.khanresources.com/investors/.../081204.pdf](http://www.khanresources.com/investors/.../081204.pdf)〉 (トクセス—二〇一二年三月)

## 6 ロシア側からの敵対的買収

二〇〇九年一月三〇日、ロシアの ARMZ 社とベラルーグンスキ社が、CAUC 社でカーン側が所有する普通社外持分に対して、「一持分当たり〇・六五カナダドル」(約三五〇〇万米ドル)で買収すると仕掛けてきた。同年二月

一五日、CAUCは、この敵対的買収でロシアがCAUCを支配し、最終的にドルノド鉱床を収奪しようとする意図が明白であるとして、このオファーを拒否した。

二〇一〇年一月四日、カーン・カナダ社は先述のライセンス停止問題は最終的に解決したと発表したが、NEAはなお未解決であると反論した。NEAのエンフバト（Enkhbat Sodnom）長官の声明によれば、カーン・カナダ社保有の採掘ライセンスは停止され、CAUCはもはやドルノドの採掘ライセンスを一切所有していないという。

## 7 モンアトムIIカーン・カナダ間了解覚書

二〇一〇年一月二日、カーン・カナダ社はモンアトム社との間で、協力的な事業の遂行とモンゴルにおける不確実性の打破と出資者の価値を昂揚するという一方で、非拘束の了解覚書（Memorandum of Understanding、以下「MOU」）に署名した<sup>(46)</sup>。

MOUは、合併事業の基本的要素を確定するもので、これによりドルノド・ウラン・プロジェクトに関わる所有権を最終的に固め、プロジェクト開発の枠組みを創出し、その枠組みを可及的速やかに操業に活用することをめざすものであった。

カーン・カナダ社の目標は、(一)モンゴルにおける自社の戦略的選択、(二)モンゴルで自社が探査・採掘ライセンスを保有することからくるステイタス、(三)ロシア側から仕掛けられた敵対的買収の三点に照らして、カーン・カナダ社の持分権者が保有する価値をいかにして保護し温存するかということであった。カーン・カナダ社の取締役会としては、MOUで目論まれた取引が仮に履行されれば、ロシア側が敵対的買収で提示した「一持分当たり〇・六五米ドル」というオファーより価値があると信じていたようである。

モンゴルにおけるカーン・カナダ社の基本財産は、五八パーセント子会社CAUCが保有する鉱業ライセンス二三七Aと全額所有の子会社カーン・モンゴリアが保有する探査ライセンス九二八二Xの二つであり、CAUCはカーン側のCAUCホールディング社（五八パーセント）、モンアトム社（二一パーセント）、プリアルグンスキ社の合併事業である。

MOUに提示された取引の要点は、次のとおりである。

— 既存のCAUC社の鉱業ライセンスとカーン・モンゴリア社の探査ライセンスの再登録に関する申請二件は、MOU署名後七日以内に承認され、新規ライセンスが

発給されること、

—カーン・モンゴリア社の探査ライセンスはMOU署名  
四五日以内に鉱業ライセンスに転換されること、

—カーン・カナダ社とモンアトム社は、新たに、合弁会社  
設立契約を結び、両社がCAUCとカーン・モンゴリ  
ア社の双方で所有権を有する合弁会社の持分を保有す  
ること、

—提案された構造がめざすところは、モンアトム社がC  
AUC社とカーン・モンゴリア社のそれぞれで五一  
パーセントの権益を無償で取得し、これと引き換えに  
探査権と採掘権のライセンスの再登録を認め、さらに  
二〇〇九年の鉱業権停止に関して行政裁判所で係争中  
の事件を解決することである。<sup>(47)</sup> それに合わせてもうひ  
とつの出資者（持分権者）であるロシアのプリアルグ  
ンスキ社の議決権行使を控えさせる。

そこで、モンアトム社は、カーン側の社外普通持分  
の約一七パーセントに相当する新規発行持分と引き換  
えに新規合弁会社におけるモンアトム社の権益部分を  
カーン側に移譲することと、最終契約書の署名日の市  
場価格に等しい権利行使価格でカーン側の持分の約  
二・九パーセントを追加購入することを保証するとい

うものである。この移譲の結果、カーン側が合弁会社  
の六五パーセントを所有し、合弁会社がCAUCの七  
四パーセントとカーン・モンゴリア社の一〇〇パーセ  
ントを所有することになる。

—カーン側は、新規合弁会社の統治機関の役割を果たす  
経営委員会の過半数（議長を含む）を任命する権利を  
有することにしている。いくつかの基本的な決定事項につ  
いては、経営委員会の全員一致による承認を要するこ  
とにする。モンアトム社は、重要な持分権者である限  
り、取締役会の選任にあたって二人の候補者を指名す  
る権利を有することにする。

—カーン・モンゴリア社は長期オペレーター契約に従っ  
て実費精算方式でオペレーターの任に当たる。

—合弁のパートナーは、最終合弁会社設立契約書の署名  
後六カ月以内にモンゴル政府との「投資協定」  
(Investment Agreement)<sup>(48)</sup> を発効させることを目標  
として迅速に交渉を行い完成させるために最善の努力  
を行う。

—MOU、最終合弁会社設立契約、政府との投資協定は、  
先行のオユ・トルゴイ(Oyoy Tournoh/Oyu Tolgoi)・  
プロジェクト(図1中下)<sup>(49)</sup> に関するアイヴァンホー・



マインズ (Ivanhoe Mines) 、リオティント (Rio Tinto) とモンゴル政府との投資協定を全般的に踏襲させるものであり、とりわけ安定税 (Stabilized tax) とプロジェクトの操業環境、持分権者の投資に対する保護、鉱業・環境・健康・社会経済問題に関する規定を織り込むこととなる。<sup>(30)</sup>

(46) Khan Resources Inc. "Khan Signs Memorandum of Understanding with MonAtom LLC." January 25, 2010. 次の URL を参照。〈<http://www.marketwire.com/press-release/khan-signs-memorandum-of-understanding-with-monatom-lc-tsx-kri-1106369.htm>〉 (アクセス—二〇一八年十一月)

(47) 注 9 のうち、PCA Case No.2011-09. Award on the Merits, para.83; Claimants' Memorial para.133; Statement of Defence, para.101; Transcript (12 November 2013), 383:14 to 383:21.

(48) 二〇〇六年鉱物資源法上の投資協定は、一九九三年外国投資法に定める「安定協定」(Stability Agreement) の名称を鉱物資源法で変更させたもの。モンゴルでは、国と私人との間の協定を発効させるためには憲法第三八条九号に基づいて議会の合意と批准が必要となる。

投資協定に織り込まれる事項は、次のとおりである(同法第二九条)。すなわち、安定的な租税環境、ライセンス保有者が産品を国際市場価格で販売する権利、環境及び公衆衛生に対する被害を最小限に抑える鉱物採掘、ライセンス保有者が販売から生じる所得を自己の裁量で管理する権利の保証、ライセンス保有者の投資の額及び期間、環境の及び一層の雇用創出、発生した損害に対する補償。上記安定税条項に関連して、その後税率の変更などがあっても適用しない「グランドファーザー条項」を織り込むことがある。

期間についていえば、例えば三億ドル超の投資を行う企業であれば期初期間として当該協定の発効日から三〇年を認められ、その後は四〇年間の延長(二〇年間×二回)のオプションを可能とする鉱業権を与えられる。

この協定に関係する文書としては、二〇〇八年二月二〇日付議会決議第四〇号および政府が投資協定を締結することを容認する二〇〇九年七月一六日議会決議第五七号がある。その内容は、次のとおりである。

— 鉱物資源法第八条一項七号に従って、オユ・トルゴイ鉱床のライセンス保有者に対する政府の所有は、三四パーセントからスタートする。

— オユ・トルゴイ投資協定は、現行の法令及び二〇〇八年決議第四〇号に定める原則及び方針の範囲で作



成される、

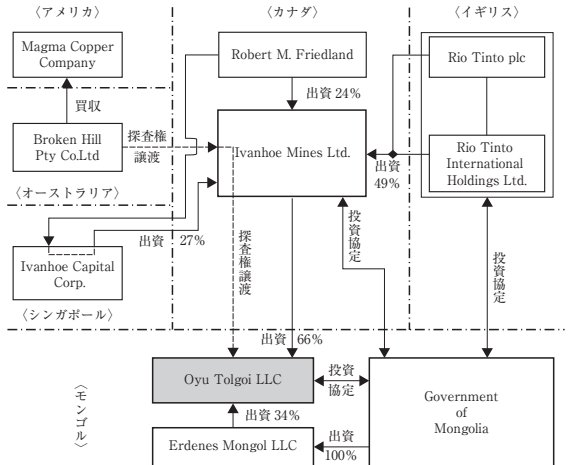
— 政府は、投資家との間で、期初投資のリカバリーに基づいて政府所有を五〇パーセント以上に増加させる法的環境を創出するための取決めを行う、並びに— この決議の実行に関する査閲は経済常任委員会が行う。

アイヴァンホー・マインズ社はこの決議に対して受諾拒否の声明を発表したが、最終的には妥協の下に受諾せざるを得なかった。

(49) 注9の「イギ」PCA Case No.2011-09, Award on the Merits, para.83; Claimants' Memorial on the Merits and Quantum dated 7 December 2012, para.133; Statement of Defence, para.101; Transcript (12 November 2013), 382.14 to 383.21.

(50) リオ・ティントのプロジェクトについては、櫻井雅夫「オユ・トルゴイ・プロジェクト—投資協定をめぐる摩擦—『国際商事法務』第四一巻二号(二〇一三年)所収。プロジェクトの所有構造の要約は、補図1のとおりである。

補図1 オユ・トルゴイ・プロジェクト関係企業の所有構造

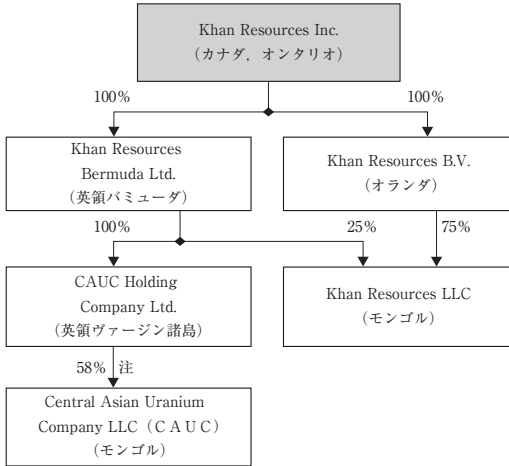


注：2012年現在。  
出所：アイヴァンホー・マインズ、リオ・ティント、エルデネ・モンゴル、オユ・トルゴイ各社の資料に基づいて筆者作成。

### 8 了解覚書をめぐる紛争 (図3、4)

その後、NEAは、前記のMOUがいくつかのモンゴル法に違反し執行力を有しないと指摘したが、これに対して同年二月一日、カーン・カナダ社は、中国核工業集団公司 (中国核工業集団有限公司 / China National Nuclear Corporation, CNNC) の子会社たるCNNCオーバー

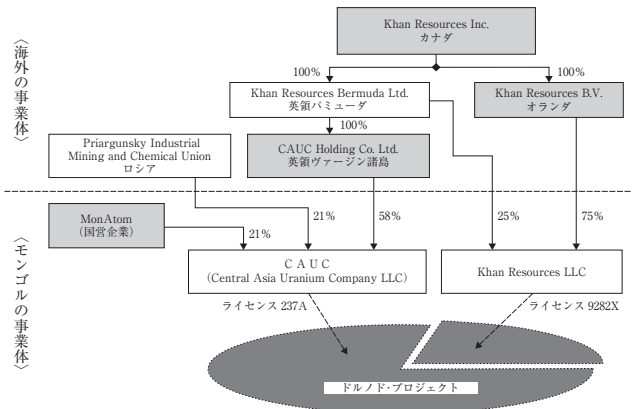
図3 紛争発生直前のカーン・カナダ社グループの所有構造



注：CAUC社の残りの45パーセントは、モンゴル国営企業 MonAtom が所有する21パーセントと、ロシア国営企業 ARMZの子会社プリアルグンスキ (Priargunsky) が所有する21パーセント (図2)。  
出所：Khan Resources Inc. *Annual Information Form: For the Year Ended September 30, 2015* より作成。

シーズ・ウラニウム・ホールディング社 (CNOC Overseas Uranium Holding Ltd. 香港) との間で追加鉱床ライセンスの譲渡に関する最終的な契約を締結した (図2)。  
CAUCは、社員 (出資者/持分権者) 総会決議を二〇一〇年一月三十一日すなわち申請期限の最終日にSPCに提出した。しかしながら、SPCはこの決議に対して何らの

図4 紛争発生直前の関係企業の所有構造



注：仲裁付託は2011年1月。  
出所：次の資料より作成。Joe Zhang, "Tribunal Found Mongolia liable for Unlawful Expropriation and Awarded More Than US\$80 Million in Damages," *Investment Treaty News*, August 4, 2015.  
図では、Khan Resources Bermuda Ltd. が全額出資でCAUC Holdingを設立したことになるが、前者すなわちKhan Resources Bermuda出資のWorld Wide Mongolia Miningが社名変更でCAUC Holdingとなったもの。  
本稿および仲裁判断バラ47参照。

行動もとらず、探査ライセンスの取扱いは不明となった。カーン・カナダ社は、「ARMZ社が、埋蔵鉱床におけるカーン側の権益を確認することなくモンゴル政府と交渉している」と非難したが、これに対してARMZ社は、ドルノドにおけるロシアの会社の権益に関してモンゴル政府と

交渉しているだけのことと応酬した。

ARMZ社、カーン・カナダ社、モンゴル政府の三者は、互いに合弁契約違反に関して非難攻撃を続ける。こうしたなかで、モンゴル政府は、モンゴルにおけるカーン・カナダ社のライセンスの合法性に関しての調査も開始した。

同年四月一三日、カーン・カナダ社は、モンゴル政府が同社の権利と投資に係る利益の主張を完全に拒否する意向であることを確認している。その際、ドルノド・ウラン・プロジェクトに係るライセンス（九二八二X）は二〇〇九年十月八日に遡って無効とするNEAからの通告を受け取っている。噂によれば、その理由はCAUCとカーン・モンゴリア社がSSICによる立入り検査の結果報告書で、モンゴル法違反が指摘されていたにもかかわらず、問題解決の取組みを怠ったためというのがモンゴル側の主張のようである。だが、NEAの本当の狙いは、同社のライセンスと将来ドルノド鉱区で操業する他の外国企業が保有するライセンスをすべて無効にし、ドルノド鉱区に存在する鉱業権すべてを先述のモンゴルロシア合弁ドルノド・ウラニウム社に移行させようとする点にあるとカーン側はみている。

## 9 モンゴル行政裁判所への提訴

この通告を受けて、二〇一〇年四月二一日と二八日、CAUCとカーン・モンゴリア社は、別々にモンゴル政府のNEAから受け取ったライセンス（九二八二X）無効の通告の法的根拠を明らかにすることを求めて首都行政裁判所（Capital City Administrative Court）に対し、訴えを提起した<sup>15)</sup>。

訴えによれば、ライセンスを無効とする権限はNEAにはなく、そのような行為はモンゴル法の規定に違反するということである。次いで五月、カーン・カナダ社は、中国核工業集団公司から、「一持分当たり〇・九六カナダドル」又は「約五三〇万〜五六五〇万米ドル」という条件で買取案を提示された。これは敵対的買収を試みるロシア側に對抗して中国側が「白馬の騎士」（white knight）による友好取引を提案したものとみられたが、中国法令に基づく承認が得られず実現しなかった。カーン側は、この買収にARMZ社が干渉し実現を妨げたとして、損害賠償の検討に入った。

七月一九日と八月二日、モンゴルの首都行政裁判所がそれぞれに判決を下し、ドルノド・ウラン・プロジェクトのライセンスを無効とするNEAの意図的な決定が、モンゴ

ル法に違反し、無効であるとした。これで、カーン側の挑戦は功を奏する結果となった。<sup>(52)</sup> 八月、カーン側は、上記判決をもとに採掘ライセンスを無効にしたN E Aの決定を不服として、上記モンゴル首都行政裁判所にN E Aを訴えた。これに反発したN E Aは、判決を不服として控訴する。

しかしながら、一〇月二七日、控訴裁判所は、N E AがC A U Cの採掘ライセンスを無効とした決定はモンゴル法で定める手続に従って行われたものではないことを確認した。

この判決を受けて、C A U Cとカーン・モンゴリア社は、再度N E Aに対して二〇〇九年一月に申請したライセンスの再登録を認めるよう求めた。これに対しN E Aは右判決に対して上告はしなかったために裁判は終結し、二つの判決はこれを以て有効となったはずである。

カーン・カナダ社としては、N E Aが上訴しなかったのは予想外であり、判決に挑戦してこなかったことで勢いづいたのかもしれない。カーン側は、N E AがC A U C裁判を追跡せず、ドルノド開発と探査に関する紛争を協力的に解決できるものと期待していたようであるが、N E Aは右判決を無視してきた。

カーン側は、N E Aに対してライセンスの再登録受理を

繰り返し要請したにもかかわらず、一月一二日にN E Aは、ドルノド・ウラン・プロジェクトのライセンス再発給の意思がないことを数種の新聞紙上に公式の通告として公告する。

そこで、カーン側は、一月一七日、ライセンスに関するN E Aの正式決定を書面で受け取れるよう公式に要求した。二月一五日、カーン側は、二〇一〇年一月一七日の文書に対するN E Aからの回答文書を受け取ったが、それはライセンス再登録の意思がないことを再確認したものであった。N E Aは、この文書のなかでN E Aの決定の法的根拠を何ら示さず、またモンゴル法に基づいて要求される正式通告という形もとらなかった。

カーン側は、モンゴルの裁判所における法手続を進めるほかに、ドルノド・ウラン・プロジェクトをめぐる紛争を「合理的な和解」によって友好的に解決することを期待してモンゴル政府当局と話し合いを進めてきた。

カーン・カナダ社は、同二〇一〇年四月一五日付のバトボルド (Sukhbaatar Batbold) モンゴル首相宛書簡（本稿注9参照）のなかで、国際的な仲裁を含めて紛争解決のための法的な請求手段を探るとの通知を、モンゴル政府側に提示していた。

しかしながら、モンゴル政府はこれに何らの反応も示さず、探査・採掘ライセンスの復活と再登録を拒否し、引き続きカーン・カナダ社を参加させることなく、しかも「エネルギー憲章に関する条約」(以下、「エネルギー憲章条約」)<sup>(53)</sup>、モンゴル外国投資法<sup>(54)</sup>、適用の契約、並びに国際法及びモンゴル法の一般原則で求められている補償を支払わずに、ドルノド鉱床を開発し利益を得るといふ計画を進めることとした。

ここに至り、一年に亘って本件の友好的解決のため交渉を続けてきたカナダ側は、遂に仲裁に付託せざるを得ないとの結論を出すことになる。

二〇一〇年五月、ロスアトム社は、このプロジェクトに關する紛争はすべて解決され、あとはロシアの A R M Z 社とモンゴルのモンアトム社との間の新しい合弁事業協定の署名を俟つばかりであると発表した。

カーン側は、ロシアの A R M Z 社がモンゴル企業との合弁会社の設立を進めるために、A R M Z 社とその関連会社が、カーン側とモンアトム社との間の合弁会社に干渉し、カーン側の探査・採掘ライセンスを破棄させてウラン資産の支配権を獲得しようとしてきたことは明らかだというステートメントを発表した。これに対して、A R M Z 社のス

ポークスマンは何らのコメントも出さなかった。

(51) Khan Resources Inc., "Khan Files Formal Claim in Mongolian Administrative Court ...", 次 の U R L を 参 照。  
<https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ia0447.pdf> (アクセス—二〇一八年二月)

(52) "NEA Has Not Appealed against Court's Second Ruling, Says Khan Resources.", 次 の U R L を 参 照。  
<https://www.news.mn/content/print/30766> (アクセス—二〇一八年二月)

(53) The Energy Charter Treaty (Annex I to the Final Act of The EuropeanEnergy Charter Conference) [Done at Lisbon, December 17,1997] 全文は、次 の U R L を 参 照。<http://www.enatl/pdfai/Treaty.pdf> (アクセス—二〇一八年二月)。和文テキスト(訳文)は、次 の U R L を 参 照。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty\\_020415.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty_020415.html) (アクセス—二〇一八年二月)。二〇一八年二月現在、C A U C が存在するモンゴルの同条約の締約国である。参考までに、カーン・カナダ社の母国カナダはオブザーバーにとどまるが、カーン・オランダ社が存在するオランダは締約国である(図2参照)。

(54) ドルノド・ウラン・プロジェクトは、一九九三年「外国投資法」（一九九〇年承認、一九九三年制定）の下で認められたものである（その後、一九九八、二〇〇二、〇八年改正）。九三年法の解説および邦訳は、次の資料に収録。櫻井雅夫『モンゴルの外資関係法規』（東京、青山学院大学WTO研究センター、二〇〇七年）。

二〇一三年一〇月には、内国・外国投資の双方に適用する「投資法」(Law on Investment, 二〇一五年改正)と「投資法の施行に関する法律」(Law on Implementation of the Law on Investment Law)、「戦略的重要性を有する事業構成体への外国投資の規制に関するモンゴル法」(Law of Mongolia on the Regulation of Foreign Investment in Business Entities Operating in Sectors of Strategic Importance, S.F.I.法)の二法を起草して代わることになった。

新法の遡及効に関しては不明な点もあるが、右施行法第一条によれば、二〇一三年投資法施行前に外資投資法第二二条（二〇〇二年一月三日付法律で廃止）に従って許可された外資投資家は許可期間が終了するまでの間、二〇一三年投資法第三一条一項二号で定める「投資家」とみなし、期限終了後はその投資家が二〇〇三年「法的構成体 国家登記法」(Law on the State Registration of Legal Entities, 二〇一五、一七年改正)に従って知的財産

国家登記総局 (Оюуны өмчийн ерөнхий газар, улсын бүртгэлийн ерөнхий газар/General Authority for Intellectual Property and State Registration, GAIPSR) に登記申請をするようになる。

また、右投資法施行法第二条によれば、モンゴル政府との間で外国投資 第一九条に従って「安定協定」を締結している外国投資家、および鉱物資源法第二九、三〇条に従って「投資協定」(投資契約)を締結している外国投資家に対しては、二〇一三年投資法発効後も、現行の協定がそのまま有効とされる。

二〇一三年投資法の非公式英訳および二〇一五年改正については、次のURLを参照。〈<https://investmentpolicyhub.unctad.org/InvestmentLaws/Laws/124>〉と“New Amendment to the Investment Law of Mongolia.” 〈<http://gtsadvocates.mn/new-amendment-to-the-investment-law-of-mongolia/>〉(アクセス二〇一八年一月)

二〇〇三年登記法および一五、一七年改正については、次のURLを参照。〈<http://legal-policy.mn/uploads/files/1437033644-28846505.pdf>〉 〈[https://www.hogan-lovells.com/~media/hogan-lovells/pdf/publication/law-on-state-registration-of-legal-entities-eng.pdf.pdf](https://www.hoganlovells.com/~media/hogan-lovells/pdf/publication/law-on-state-registration-of-legal-entities-eng.pdf.pdf)〉 〈<https://www.slideshare.net/ulzimiyagmar/>

amendments-to-state-registration-of-legal-entities-2017119) (アクセス二〇一八年二月)

## 10 モンゴルロシア合弁会社設立契約書

先述のように、ドルノド・ウラニウム社設立のための最終政府間協定は、二〇〇九年八月に署名された。当時の国营通信社「RIAノボスチ」によれば、二〇一〇年二月二四日に議会で承認された。また、同年には、この協定に係る経済議定書も署名されている。<sup>(56)</sup>

この合弁会社には、モンゴル法上課される諸税その他強制納付金が免除されることになったが、これはロシア人労働者がまず雇用されることにしたためである。

二〇一〇年二月一四日、モンゴルのバトbold首相がロシアを訪問し、プーチン首相と会談。この時にドルノド・ウラニウム社設立のための合弁契約書の署名が行われた。出資比率はロスアトム社とARMZ社が四九パーセント、モンアトム社とNEAが五一パーセントとされた。

しかしながら、同社の設立は確認されていない。設立が遅れた原因は、二〇一一年一月一〇日にカーン側が、モンゴル政府・モンアトム社との間の紛争を、常設仲裁裁判所を登録機関とするアドホックの仲裁パネルに付託したこと

にある(本稿三参照)。設立の遅れで、世界最大の原子力産業企業アレヴァ社 (AREVA SA, フランス) の子会社アレヴァ・モンゴル社 (AREVA Mongol LLC)<sup>(56)</sup> がロシア政府支援の会社に先んじて中間製品(イエローケーキ)を輸出することになる。

ドルノド・ウラニウム社設立予定の両当事者は、モンゴルに在る合弁会社の自己の持分とそれに見合うその他資産を同社に拠出するという。プロジェクトのオペレーションはリアルゲンスキ社が担当する。生産計画は必ずしも明確ではないが、二〇一五年頃から年間一〇〇〇〜一二〇〇トンになるとの予測もなされた。

カーン側の判断によれば、ドルノド・ウラニウム社の設立は、カーン側のドルノド・プロジェクトの取用を意味することになる。その根拠は、ドルノド・ウラニウム社構想が、カーン側とモンゴル政府とロシア政府の権益を含む既存の合弁会社CAUCの保有する権益を内容とするものだからであった。

カーン側は、ロシアのARMZ社が悪意を以てカーン側をドルノド・ウラン・プロジェクトから排除し、その信用を失墜させるためのキャンペーンを行ったと非難。しかも、二〇〇三年以来カーン側はドルノドに二一〇〇万ドルを投



資したにもかかわらず、ロシアのARRMZ社は全く資金の拠出をしてこなかったと主張する。

二〇一〇年、カーン側は、ARRMZ社が（一）CAACUの出資者（持分権者）としての信託義務に違反し、カーン側の経済関係に不法な干渉を行い（一九九九年モンゴル会社法第八二条違反）、（二）カーン側の権利及び財産に対し並びに事業の尊厳及び信頼に対して損害を与えた（二〇〇二年モンゴル民法典第四九七条一項違反<sup>(57)</sup>）として、賠償等を求める書類をARRMZ社に送達することを決定した。

その請求内容は、次のとおりである。

- 信託された義務に対する違反から生じた衡平な補償額 …………… 二億ドル、
- カーン・カナダ社の経済関係に対する不法介入から生じた一般的賠償額 …………… 二億ドル、
- カーン・カナダ社の権利、事業の信頼及び財産に対して故意に引き起こした損害から生じた一般的賠償額 …………… 二億ドル、
- 加重的、懲戒的かつ刑罰的賠償額 …………… 一億ドル、
- その他。

ARRMZ社が国営企業であり賠償請求書の送達はロシア司法省を通じて行われなければならないということで、請

求書をロシア語に翻訳し、二〇一〇年一〇月二八日にロシア司法省に提出した。

しかしながら、二〇一一年二月、ロシア司法省は、この送達がロシアの主権又は安全を害する性質のものであると判断し、「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」（略称「送達条約」<sup>(58)</sup>）第一三条一項を根拠として、送達を有効とすることを拒否した。

(55) 注44参照。"Uranium in Mongolia: Dornod." (*World Nuclear Association*).

(56) アレヴァ・モンゴル社の位置づけは、補図2のとおりである。

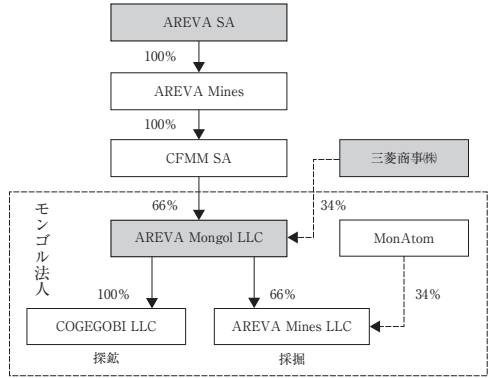
(57) 本稿三・6モンゴル民法典の項参照。

民法典の政府非公式英語版は、次のURLを参照。  
<<https://www.ebrd.com/downloads/legal/securities/mongcc.pdf>> (アクセス—二〇一八年二月)

参考までに、邦訳には次の二つがある。瀬々敦子訳「和訳モンゴル民法」『国際商事法務』第三三巻五号〜三六巻八号、二〇〇五年五月〜二〇〇八年五月、および糞輪靖博「モンゴル民法典・試訳」〔福岡大学法学論叢〕第五三巻一／二号〜五六巻二／三号、二〇〇八年〜二〇



補図 2 アレヴァ・モンゴル社の所有構造



注：AREVA Mongol LLC は、2007 年買収の East Asia Minerals Energy を 2008 年に社名変更したもの。三菱商事が AREVA Mongol への出資参加に合意したのは 2009 年末。CFMM SA は、Compagnie Française des Mines et Métaux SA。

出所：AREVA SA, AREVA and Its Presence in Mongolia より作成。

一二年一月)。未完。

(58) Convention relative à la signification et la notification à l'étranger des actes judiciaires et extrajudiciaires en matière Civile ou commerciale/Hague Convention on the Service Abroad of Judicial and Extra-judicial Documents in Civil and Commercial Matters.

第一三条一項の日本語文は、次のようになっている。

「この条約の規定に従つて要請された送達又は告知の実施は、受託国によりその主権又は安全を害する性質

のものであると判断される場合を除くほか、拒否することができない。」

日本政府の日本語文はフランス語正文と同じく否定形になっているが、英語の正文は肯定形で規定されている。ロシアの立場を説明すれば、「ロシアの主権又は安全を害する性質のものであると判断される場合には、送達を拒否することができる」ということになる。

### 11 カナダ・オンタリオ州高裁と控訴裁への提訴

そこで、カーン側は、ARMZ社に対して前記損害賠償その他費用の負担三億ドルの支払を求める訴えを、オンタリオ州高等裁判所 (Ontario Superior Court) に提起した。二〇一〇年八月二〇日、同裁判所はカーン側の陳述書をロシア政府側に送付し、法手続が開始されたことを通知した。<sup>(59)</sup>

申立ては二〇一一年四月一八日の予定であったが、多くの手続が遅滞し、審理は同年九月七日に開始された。裁判所は判決を留保していたが、一〇月三二日、カーン側は、オンタリオ州高等裁判所からカーンの送達を有効とするとの命令を受け取ったと発表。これに対して、ARMZ社は決定を不服として控訴。二〇一二年に入って審理が開始され、三月九日に同裁判所がARMZ社側の控訴を認めたたため、これを不服としたカーン側は、自社側からの送達を有

効とした同裁判所の先の命令に戻させるよう、同年二月にオンタリオ州控訴裁判所に訴えを起したが、翌一三年四月、裁判所は同社の訴を棄却する。カーン・カナダ社は最終審たる連邦最高裁に訴えを起すことを断念し、仲裁への付託の道を検討することになった。

その間、ロシアでは、二〇一〇年二月二二日に、「合併の有限責任会社ドルノド・ウラニウムの設立に関するロシア連邦政府とモンゴル政府との間の協定の批准に関する連邦法案」が下院で承認され、同二四日に上院で採択され、これを受けて翌一一年一月初めにメドベージェフ大統領が同法に署名してゐる。<sup>(61)</sup>

(55) “Ontario Superior Court of Justice. *Between Khan Resources Inc., Khan Resources LLC, CAUC Holding Company Limited, Central Asian Uranium Company LLC, Khan Resources B.V. and Khan Resources Bermuda Ltd (Plaintiffs) and Atomredmetzoloto JSC and JSC PriargunskyIndustrial Mining and Chemical Union (Defendants)*. Statement of Claim.” 次のURLを参照。〈khan-statement-claim-armz.pdf〉 44頁 〈http://www.khanresources.com〉（アクセス二〇一二年三月）

(60) Court of Appeal for Ontario. *Between Khan Resources Inc., Khan Resources LLC, CAUC Holding Company Limited, Central Asian Uranium Company LLC, Khan Resources B.V. and Khan Resources Bermuda Ltd. (Plaintiffs (Appellants) and Atomredmetzoloto JSC and JSC Priargunsky Industrial Mining and Chemical Union (Defendants (Respondents))*. Court File No. C55360. 次のURLを参照。〈www.khanresources.com/.../khan-notice-of-appeal...〉（アクセス二〇一二年六月）

(61) “Dmitry Medvedev signed Federal Law on Ratification of the Agreement between the Government of the Russian Federation and the Government of Mongolia on Establishing Joint Company with Limited Liability. Dornod Uranium.” 次のURLを参照。〈http://enkremlin.ru/events/president/news/10018〉（アクセス二〇一二年二月）